

10/29 配布版

資料 1

第 3 回

赤穂市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定委員会資料

第 8 期計画（素案）第 3 章について

令和 2 年 1 0 月 2 9 日（木）

第3章 計画の基本的な方向

1. 計画の基本理念

第3期計画以降、下記の基本理念を掲げ計画を推進してきました。第8期計画においても、計画の連続性と整合性を維持するため、これまでの基本理念を引き継ぎます。

さらに、第8期計画では、「SDGs」の視点を取り入れ、「誰一人として取り残さない」という考え方のもと、貧困や虐待、障がい、介護が必要な方など、社会的支援が必要な高齢者に対し、これまで取り組んできた施策をより充実させることとします。

基本理念

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

■ SDGsとは…

SDGs (エス・ディー・ジーズ) は、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、各国が取り組みを進めています。



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

2. 基本目標

基本目標1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

高齢者が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、個々に寄り添った支援を行うことがますます重要であることから、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについて、体制面の更なる強化とともに、保健・福祉・介護の関係機関、医療との連携における橋渡し機能の強化を図ります。

また、多くの人にとって身近なものとなりつつある認知症について、認知症施策推進大綱に基づく「共生」と「予防」の観点での取組を進め、認知症の人やその家族の意見も踏まえた「認知症バリアフリー」なまちをめざします。

あらゆる高齢者にとって、地域での暮らしが安全・安心なものとなり、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、生活支援体制の構築を進め、より身近な地域でのニーズの掘り起こし、細やかな支援・助け合いの創出を可能にしていきます。

こうした高齢者を取り巻く環境の整備をきっかけに、世代を超えたふれあいと地域の支え合いを醸成することで、ともに生きる福祉のまちづくりを推進し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現をめざします。

基本目標2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

今後、本市の高齢化率は上昇を続け、少なくとも団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)まで続く見込みとなっています。認定率をみると、全国・県と比べ高い水準で推移しています。今後、高齢化の進展に伴い認定率も上昇する推計となっていることから、給付費や医療費の増大を防ぐため、高齢期の健康づくりを推進し、健康寿命を延伸することが重要です。高齢者が生涯現役で過ごすため、食事や運動などの生活習慣の改善に資する取り組みを広く啓発します。赤穂市健康増進計画と連携し、介護予防と保健事業の一体的な取り組みを進めるとともに、市民の主体的な健康づくり、介護予防活動を支援します。なお、高齢者の集う場においては、昨今の感染症流行の状況を踏まえ、感染症対策を徹底します。

また、高齢者がこれまで培ってきた技術・知識・経験を活かす機会や、これからも学びを得て、地域社会の中で役割を持っていきいきと過ごすことができる環境づくりに取り組みます。就労意欲のある高齢者については、関係機関との連携を通じて、本人の特性や希望に沿った就労活動を行うことができるよう、コーディネート機能を強化します。

基本目標3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

本市の今後の高齢者人口の増加を鑑みると、専門職に限らず地域の多様な団体・住民等が、介護の担い手となっていくことが重要です。そのため、関係機関と連携し、人材の確保・育成に取り組みます。さらに、将来にわたり必要な人に必要な支援が届くよう、介護保険制度の持続可能性を高める必要があることから、介護従事者の資質の向上や、介護給付等の適正化に取り組みます。

また、昨今の災害・感染症流行等の状況を踏まえ、高齢者がそうした脅威に直面した場合にも、適切な支援・サービスを受けられるよう、感染症対策や体制の構築に取り組みます。

3. 施策体系

基本理念

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

基本目標

主要施策

具体的取組

1 地域全体で支えあ
う、心ふれあうまちづく
り

1. 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括支援センターの体制強化
- (2) 地域ケア会議の充実
- (3) 生活支援サービス体制の整備
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (5) 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実
- (6) 要配慮者支援体制の充実
- (7) ユニバーサル社会づくり

2. 認知症支援と権利擁護の推進

- (1) 認知症の理解と予防の促進
- (2) 認知症支援体制の整備
- (3) 高齢者の権利擁護の推進

3. 医療との連携や住まいの基盤整備

- (1) 医療・介護の連携
- (2) 住まいの整備

4. 介護に取り組む家族等への支援
の充実

- (1) 介護者支援のための相談体制の
充実

2 健康で生きがいをも
って、すこやかに暮
らせるまちづくり

1. 介護予防と生活支援の充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防の推進
- (3) 生活支援サービスの充実

2. 生きがいづくりや社会参加の促進

- (1) 老人クラブ活動への支援
- (2) 敬老支援
- (3) 老人福祉センターの利用
- (4) 生涯学習機能の推進
- (5) 生涯スポーツの推進
- (6) 就労支援の充実

3 安心して介護・福祉
サービスが受けられる
まちづくり

1. 介護サービスの充実強化

- (1) 介護人材の確保
- (2) 災害・感染症対策の推進

2. 介護保険事業の適正な運営

- (1) 介護サービスの質の確保・向上

